第百三十三条の二第五項（一括償却資産の損金算入）	場合には	場合又は恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（同条第三項に規定する政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には
	前日	前日又はその有しないこととなる日
第百三十五条（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入）	支出した金額	支出した金額（外国法人の使用人のうちその外国法人のために国内において常時勤務する者を第一号から第四号までに規定する被共済者、加入者、企業型年金加入者若しくは信託の受益者等又は第五号に規定する信託の受益者等若しくは勤労者として支出した金額
第百三十七条（土地の使用に伴う対価についての所得の計算）	金額）	金額）で、その国内において常時勤務する期間に係る部分に限る。）
	他人	他人（法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等を含む。）
第百三十八条第一項（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入）	その他他人	その他他人（法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等を含む。以下この項において同じ。）
第百三十九条の四第十項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）	場合には	場合又は恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（同条第三項に規定する政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には
	前日	前日又はその有しないこととなる日

6　外国法人の本店等と恒久的施設との間で当該恒久的施設における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引がある場合には、その内部取引の時にその内部取引に係る資産を取得したものとして、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定を適用する。

第三編第二章の章名及び同章第一節の節名を削る。

第百八十四条の前に次の章名及び節名を付する。

第二章　各事業年度の所得に対する法人税

第一節　恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

第百八十五条から第百九十条までを次のように改める。

（外国税額の還付金のうち益金の額に算入されないもの）

第百八十五条　法第百四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額は、同項に規定する外国法人税の額（以下この条において「外国法人税の額」という。）が減額された金額のうち、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額とする。

一　当該外国法人税の額のうち外国法人の適用事業年度（法第百四十四条の二第一項から第三項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この条において同じ。）において法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この条及び次条において「控除対象外国法人税の額」という。）とされた部分の金額

二　当該減額された後の当該外国法人税の額につき当該外国法人の適用事業年度において法第百四十四条の二第一項の規定を適用したならば控除対象外国法人税の額とされる部分の金額

2　外国法人の法第百四十四条の二第六項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、当該被合併法人等が納付することとなった外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基因して納付することとなつたものが減額されたときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額は、前項に規定する残額に相当する金額に含まれるものとする。

一　当該外国法人税の額のうち当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の事業年度又は適格分割若しくは適格現物出資の日の属する事業年度前の事業年度に限る。）において控除対象外国法人税の額とされた部分の金額

二　当該減額された後の当該外国法人税の額につき当該被合併法人等の適用事業年度において法第百四十四条の二第一項の規定を適用したならば控除対象外国法人税の額とされる部分の金額

（控除対象外国法人税の額が減額された部分のうち益金の額に算入するもの等）

第百八十六条　法第百四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）に規定する益金の額に算入する額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第百四十二条の二第二項に規定する外国法人が、同項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した場合　その減額された外国法人税の額のうち前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額

二　法第百四十二条の二第二項に規定する外国法人が、同項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度又はその翌事業年度開始の日以後二年以内に開始する各事業年度において、前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額の全部又は一部を第二百一条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）の規定による同項に規定する納付控除対象外国法人税額からの控除又は同条第三項の規定による同項に規定する控除限度超過額からの控除に充てることができない場合　前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額のうちこれらの控除に充てることができなかつた部分の金額

2　前項第一号に掲げる場合に該当することとなつた外国法人に係る同号に定める金額は、その外国法人の法第百四十二条の二第二項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入し、前項第二号に掲げる場合に該当することとなつた外国法人に係る同号に定める金額は、その外国法人の同日の属する事業年度の翌事業年度開始の日以後二年以内に開始する各事業年度のうち最後の事業年度（当該各事業年度のうちいずれかの事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を当該いずれかの事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した場合には、その損金の額に算入した事業年度）の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入する。